

処 分 基 準

平成 2 9 年 7 月 1 3 日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 4 2 条 第 3 項 において 準用 する 第 2 2 条 第 7 項
処 分 の 概 要 : 機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 命 令
原 権 者 (委 任 先) : 熊 本 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め : 警 備 業 法 第 3 条 第 1 号 ~ 第 6 号 等 (警 備 業 の 要 件) 、 第 4 2 条 第 2 項 (機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 交 付)
処 分 基 準 : 警 備 業 法 第 4 2 条 第 3 項 において 準用 する 同 法 第 2 2 条 第 7 項 各 号 に 該 当 し、機 械 警 備 業 務 管 理 者 と し て 不 適 当 である と 認 め ら れ る 場 合 に は 資 格 者 証 の 返 納 を 命 ず る こと と す る。 こ こ で、同 項 第 3 号 に 基 づ い て 資 格 者 証 の 返 納 を 命 ず る 場 合 と は、故 意 に よ る 警 備 業 務 用 機 械 装 置 の 運 用 計 画 又 は 指 令 業 務 に 関 す る 基 準 の 作 成 懈 怠、偽 り の 計 画 等 の 作 成、明 ら か に 違 法 な 指 令 業 務 の 指 導、故 意 に よ る 長 期 の 監 督 又 は 指 導 の 懈 怠 等 そ の 態 様、動 機 等 が 悪 質 な 法 令 違 反 を 犯 し た 場 合 を い う も の と す る。
問 合 せ 先 : 警 察 署 の 生 活 安 全 課 (係) 熊 本 県 警 察 本 部 生 活 環 境 課 (電 話 番 号 : 096-381-0110)
備 考 :